

機密保持契約書

(以下「甲」という)と 株式会社トリプルエージャパン (以下「乙」という)は、開示者が受領者に開示する情報についてその機密を保持することを目的として、本機密保持契約書 (以下「本契約」という)を締結する。

第1条 機密情報の定義

1. 本契約において「機密情報」とは、本契約の締結の前後、口頭、書面等の伝達手段、開示者が機密と指定したか否かを問わず、開示者が受領者に開示した一切の情報をいう。
2. 本契約において「個人情報」とは生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。
3. 本契約において機密情報は個人情報を含むものとする。

第2条 除外事項

本契約においては、以下の各号に該当することを受領者が書面をもって証明できる情報は機密情報に該当しないものとする。ただし②から④に該当する情報であっても個人情報はこの限りでない。

- ① 本契約締結後、開示者が書面により機密情報から除外することに同意した情報
- ② 開示以前に公知であった情報及び開示以降受領者の責めに帰せずして公知となった情報
- ③ 受領者が独自に保有していたこと又は独自に開発した情報
- ④ 受領者が機密保持義務を負うことなく開示者以外の第三者から入手した情報

第3条 機密保持

1. 受領者は機密情報が開示者の重要な営業上の秘密であり、万が一機密情報が漏洩した場合には、開示者に回復不可能な損害が発生することを認識し、理解したものとする。
2. 受領者は、機密情報について厳にその機密を保持し、第三者に漏洩しないものとする。
3. 受領者が、公務員、弁護士、会計士、税理士等法律上守秘義務を負うものに対して機密情報を開示する合理的必要が生じた場合には、開示に先立ちその旨を開示者に報告するものとする。搜索、差押等法律上の強制力を伴う手段に基づく開示であって、開示に先立つ報告が行えなかった場合には、受領者は開示後直ちに開示者に報告するものとする。

第4条 利用目的

1. 受領者は、機密情報が、開示者が受領者に対する機密情報の開示の都度有しまたは意図している開示の目的 (以下「開示目的」という)のためにのみ開示され

ていることを認識し、理解したものとする。

2. 受領者は、開示目的を履行するため以外には、機密情報を、加工、利用、複写、複製してはならない。

第5条 外部委託

1. 受領者は開示者から書面によって明示的に許諾を得た場合以外には、いかなる理由のためであっても、開示目的の履行を第三者に委託してはならない。
2. 受領者は前項による開示者の許諾を得た場合であっても、本契約上の義務を免れることはない。また受領者は、書面により、再委託先に少なくとも本契約に規定するのと同様以上の義務を負わせなければならない。

第6条 機密情報の取扱

1. 受領者は、機密情報について、その安全の保持するため、少なくとも以下の安全管理措置を実施しなければならない。
 - ① 従業者（受領者の業務に従事する役員も含む。本契約において以下同じ。）の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規定や手順書を整備運用し、その実施状況を確認すること
 - ② 従業者と機密情報の機密の保持に関する契約（従業員の退職後も機密情報についての機密保持義務を負わせるものであることを要する。また開示者が契約様式を指定した場合にはこれを使用すること。）を締結し、機密情報の安全な取扱のための教育・訓練を行うこと
 - ③ 機密情報及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視を行うこと
2. 受領者は、開示者が要求した場合には、前各項の安全管理措置が実施されていることを自ら確認し、開示者に対し書面（開示者が様式を指定した場合にはこれを使用すること）によりその具体的内容を報告しなければならない。
3. 受領者は機密情報を開示目的の履行のために必要となる最小限の従業者にのみ開示するものとする。
4. 受領者は、開示者が求めたときには、前項の従業員の中から、機密情報の管理責任者を選任し、その氏名を開示者に通知しなければならない。選任の後の管理責任者について異動があったときも同様とする。

第7条 返却及び廃棄

1. 受領者は、開示者からの要求があったとき又は開示目的が実現し若しくは実現不可能となって機密情報の使用・保存の必要がなくなったときは、受領者は、直ちに、機密情報が記録されたすべての媒体を開示者に引き渡すものとする。
2. 受領者のコンピュータのハードディスク等に記録されている機密情報等、受領者が開示者に引き渡すことが困難な情報や、受領者やその従業者が業務遂行に際して作成した機密情報を含むメモ・ノート・手控え等については、開示者の承諾を得てかかる情報を廃棄することにより、前項の引き渡しに代えることができる。

第8条 事故報告

1. 受領者が機密情報を漏洩し又は開示目的を超え若しくは開示目的と異なる目的で機密情報を加工、利用、複製、複製した場合（以下「漏洩等」という）には、直ちに、その旨を開示者に報告しなければならない。
2. 漏洩等の場合、受領者は開示者が要求するすべての事項について直ちに調査を行い、開示者に報告しなければならない。また開示者の指示に従い、漏洩を防止し、開示目的外での利用を停止する措置をとらなければならない。
3. 漏洩等の場合、受領者は、開示者が指定する方法、時期及び内容で、漏洩等にかかる事実を公表しなければならない。

第9条 損害賠償

1. 受領者は漏洩等その他本契約のいずれかの条項に違反したことより開示者に生じた直接かつ現実の損害を賠償しなければならない。
2. 漏洩等を原因とした開示者から第三者への賠償において、開示者と第三者が合理的基準により定めた金額または開示者が合理的基準に基づき第三者に提示した金額について、開示者は事前に受領者と金額について協議するものとする。

第10条 知的財産

本契約に関連して行われた機密情報の開示は、別途明示的に定められた場合のほかは、開示者から受領者に対する権利の移転、許諾を意味するものではない。

第11条 他の契約との関係

本契約の締結以前に交わされた開示者と受領者間の書面又は口頭による合意が本契約と矛盾し又は条件が異なる場合には、矛盾抵触する部分について、本契約の条件が優先するものとする。

第12条 有効期間

本契約の有効期間は本契約締結の日より3年とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による改定または終了等の意思表示がないときは、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。ただし、期間満了後も、監査、事故報告、損害賠償、知的財産、裁判管轄に関する条項は引き続き有効とする。

第13条 裁判管轄

本契約に関し開示者と受領者との間で生じた一切の紛争に関しては、東京地方裁判所をもって合意の管轄裁判所とする。

第14条 グループ内合併等

1. 乙は、甲のグループ会社内における合併、事業譲渡、会社分割、株式交換等の場合にこれを妨げず、異議なく承認し、その移行が円滑に進むよう協力する。
2. 乙は甲に対し、前項の協力について、名目のいかんを問わず手数料その他の対価（金銭に限らない。）を請求しない。

第15条 反社会的勢力の排除

相手方が暴力団等の反社会的勢力である、あるいは係わり合いがあると判明したときは、当事者は本契約を解除することができる。

以上本契約の成立を証するため、本書を2通作成の上、開示者、受領者各1通を保有するものとする。

甲：

⑩

乙：福岡県福岡市中央区港1丁目6-6

ディーウイングベイトワー2階

株式会社トリプルエージャパン

代表取締役 石井 寛

⑩